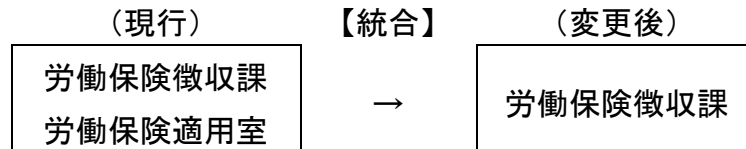


神奈川県労働局の組織改正を行います ～平成23年10月1日から～

- 1 労働保険適用徴収関係部署の名称が次のとおりとなります。
なお、所掌事務についての変更はありません。



- 2 職業安定部に「求職者支援室」が新設されます。

「求職者支援室」では、「職業訓練の実施等による特定求職者（雇用保険を受給できない失業者の方）の支援に関すること」を行います。

本年5月20日、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が公布され、10月1日から「求職者支援制度」がスタートします。「求職者支援室」は、この制度の円滑な運営を行うために新設されたものです。

「求職者支援制度」は、特定求職者（雇用保険の受給を受けられない（受給資格のない方や受給を終了した）方や自営業を廃業された方等）に適切な職業訓練の受講を指示し、安定した就職への支援を行う制度です。現在行われている緊急人材育成支援事業を踏まえて恒久制度化されるものですが、あくまで「新制度」として実施されます。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/index.html

